

令和元年 第5回 太良町議会（臨時会 第3回） 会議録（第1日）						
招集年月日	令和元年 8月13日					
招集の場所	太良町議会 議場					
開閉会日時 及び 宣告	開会	令和元年 8月13日	9時30分	臨時議長	坂口 久信	
	閉会	令和元年 8月13日	10時23分	議長	坂口 久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	山口 一生	出	7番	田川 浩	出
	2番	西田 辰実	出	8番	江口 孝二	出
	3番	松崎 近	出	9番	所賀 廣	出
	4番	坂口 久信	出	10番	川下 武則	出
	5番	待永 るい子	出	11番	久保 繁幸	出
	6番	竹下 泰信	出			
会議録署名議員	1番	山口 一生	2番	西田 辰実	3番	松崎 近
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	西村 芳幸		中村 誠			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	永淵 孝幸	環境水道課長	浦川 豊喜		
	副町長	毎原 哲也	農林水産課長	川島 安人		
	教育長	松尾 雅晴	税務課長	安西 勉		
	総務課長	田中 久秋	建設課長	田崎 一朗		
	財政課長	西村 正史	会計管理者	小竹 善光		
	企画商工課長	津岡 徳康	学校教育課長	中川 博文		
	町民福祉課長	田中 照海	社会教育課長	峰下 徹		
健康増進課長	大岡 利昭	太良病院事務長	井田 光寛			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年8月13日（火）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 仮議席の指定について
日程第2 選挙第1号 議長選挙について
追加日程第1 議席の指定について
追加日程第2 会議録署名議員の指名について
追加日程第3 会期の決定について
追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙について
追加日程第5 常任委員の選任について
追加日程第6 議会運営委員の選任について
追加日程第7 選挙第3号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員選挙について
追加日程第8 選挙第4号 鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員選挙について
追加日程第9 選挙第5号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
追加日程第10 選挙第6号 佐賀県西部広域環境組合議会議員選挙について
追加日程第11 議案一括上程
町長提案 議案第41号～議案第42号
町長の提案理由の説明
追加日程第12 議案第41号 専決処分事項の承認を求めることについて
追加日程第13 議案第42号 監査委員の選任について
追加日程第14 閉会中の付託事件について

午前9時30分 開会

○議会事務局長（西村芳幸君）

皆さんおはようございます。議会事務局長の西村でございます。臨時議長が就任されるまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

まず、町長の御挨拶をお願いいたします。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。8月10日の任期満了に伴う太良町議会議員選挙におきまして御当選を果たされました11名の議員の各位をお迎えいたし、謹んで御挨拶を申し上げます。

今回の選挙は、令和になって初めての太良町議会議員選挙となりました。これからの新たな時代を託す議員として、町民の皆様からの期待が寄せられる各位に対し、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

さて、皆様も御存じのとおり、太良町においては人口減少、少子・高齢化が進行しており、

大きな政策課題となっております。

本町では、人口減少対策の一つとして、平成29年度において畑田地区に定住促進住宅を整備し、さらに亀ノ浦地区にも別途建設予定で、30年度に建設用地の造成を行ったところでございます。

また、少子化対策、子育て支援対策といたしましては、従来の卒業祝金や高校生までの医療費助成に加えて、平成27年度から結婚祝金や誕生祝金の支給、給食費の無料化を図り、翌28年度からは入学祝金の支給、第2子保育料の無料化を行ってきたところでございます。

一方、高齢化の進展に伴う生活移動手手段の確保につきましては、地域の実情に即した新たな交通体系の早期実現に向け、検討協議を進めているところでございます。

また、このほかにも産業の振興、地域の振興、あるいは教育環境の充実など、さまざまな事業を展開し、町の活性化に努めているところでございます。

地方創生や働き方改革など、国においては一億総活躍社会の実現に向け、多様な施策が推進されております。深刻化する地方の人手不足、荒廃地、あるいは後継者の問題など、国の政策とともに町民皆様の負託に応えていくためには、町が抱える行政課題について現状を再確認し、町民の皆様と情報を共有しながら、議会と執行部が行政推進の両輪となってまちづくりに邁進すべきと認識いたしております。議員各位におかれましては、町勢発展のため、ますます御健勝で御活躍いただきますことを御祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。

○議会事務局長（西村芳幸君）

ありがとうございました。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の坂口久信議員を紹介いたします。

坂口議員、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長、議長席に着く〕

○臨時議長（坂口久信君）

ただいま紹介されました坂口久信でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまから令和元年第5回太良町議会（臨時会第3回）を開会をいたします。

本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（坂口久信君）

日程第1. 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 選挙第1号

○臨時議長（坂口久信君）

日程第2. 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に私、坂口久信を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名いたしました私、坂口久信を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、坂口久信が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選いたしました私、坂口久信が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選いたしました私、坂口久信が当選承諾及び挨拶をいたします。

○議長（坂口久信君）

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私が議員の皆様方の御推挙によりまして、太良町議会議長の要職につくことになりましたことは、まことに身に余る光栄でありまして、心より感謝を申し上げます。次第でございます。

私は、みずからの浅学非才を省みまして、責任の重大さを一層痛感しておりますが、ここに皆様方の推挙を受けましたこの上は、公正にまた円満に議会を運営していくことはもちろん、太良町の発展と町民の福祉の推進に誠心誠意努力いたしていく覚悟でございます。何とぞ同僚の議員の皆様、また、町長初め執行部におかれましても、一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（坂口久信君）

議長選挙は終わりましたので、これをもって臨時議長の職務を全部終了いたしました。
御協力ありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

それでは、ただいまより議長の職をとらせていただきます。

追加日程についてお諮りをいたします。

議案集の5ページに追加日程表がありますので、ごらん願います。

本追加議事日程により議事を進めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、追加日程により議事を進めさせていただきます。

追加日程第1 議席の指定について

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

議席番号1番山口一生君、2番西田辰実君、3番松崎近君、4番坂口久信、5番待永るい子さん、6番竹下泰信君、7番田川浩君、8番江口孝二君、9番所賀廣君、10番川下武則君、11番久保繁幸君、以上を指定いたします。

それでは、ただいま指定の議席に名札、議案集を持ってお移りください。

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として1番山口一生君、2番西田辰実君、3番松崎近君、以上3君を指名をいたします。

追加日程第3 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

追加日程第3. 会期の決定についてを議題といたします。

今期臨時会の会期につきましては、本日1日といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり本日1日と決定いたしました。

追加日程第4 選挙第2号

○議長（坂口久信君）

追加日程第4. 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に江口孝二君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました江口孝二君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました江口孝二君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました江口孝二君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

副議長に当選されました江口孝二君に当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

江口孝二君、壇上のほうにおいでください。

○副議長（江口孝二君）

一言御挨拶を申し上げます。

今回、議員の皆様方の御推挙によりまして、太良町議会副議長に選ばれましたことは、この上もなく光栄に存じておりますとともに、責任の重大さを痛感している次第でございます。もとより微力ではありますが、議長の補佐役として、議会が公正に、しかも円満に運営されますよう、及ばずながら誠心誠意努力をいたしたいと思っております。どうか皆様方の絶大なる御支援御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（坂口久信君）

副議長、どうもありがとうございました。

追加日程第5 常任委員の選任について

○議長（坂口久信君）

追加日程第5. 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、総務常任委員に1番山口一生君、3番松崎近君、5番待永るい子さん、9番所賀廣君、10番川下武則君、それに私、4番坂口久信。

経済建設常任委員に2番西田辰実君、6番竹下泰信君、7番田川浩君、8番江口孝二君、11番久保繁幸君。

以上のとおりそれぞれ指名をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長は、各委員会において委員の互選により決定していただくことになっておりますので、後ほど議長まで報告を願います。

追加日程第6 議会運営委員の選任について

○議長（坂口久信君）

追加日程第6. 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、5番待永るい子さん、6番竹下泰信君、7番田川浩君、9番所賀廣君、10番川下武則君、以上のとおりそれぞれ指名をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長は委員の互選により決定していただくことになっておりますので、後ほど議長まで御報告を願います。

暫時休憩いたします。

午前9時48分 休憩

午前10時 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので御報告をいたします。

総務常任委員会委員長に川下武則君、副委員長に所賀廣君、経済建設常任委員会委員長に竹下泰信君、副委員長に田川浩君、議会運営委員会委員長に川下武則君、副委員長に竹下泰

信君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

追加日程第7 選挙第3号

○議長（坂口久信君）

追加日程第7. 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

杵藤地区広域市町村圏組合の議会議員に私、坂口久信を指名をいたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました私、坂口久信を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、坂口久信が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選をいたしました。

ただいま杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選いたしました私、坂口久信が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第8 選挙第4号

○議長（坂口久信君）

追加日程第8. 鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員に江口孝二君及び私、坂口久信を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました江口孝二君及び私、坂口久信を鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました江口孝二君及び私、坂口久信が鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員に当選されました江口孝二君及び私、坂口久信が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第9 選挙第5号

○議長（坂口久信君）

追加日程第9. 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、坂口久信を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました私、坂口久信を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、坂口久信が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました私、坂口久信が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

追加日程第10 選挙第6号

○議長（坂口久信君）

追加日程第10. 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

佐賀県西部広域環境組合議会議員に私、坂口久信を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました私、坂口久信を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、坂口久信が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選いたしました。

ただいま佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選いたしました私、坂口久信が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第11 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

追加日程第11. 議案の上程。町長提案の議案第41号及び議案第42号を一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

議案第41号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

平成31年度太良町一般会計補正予算（第3号）は、第四次L G W A N接続サービス利用料に関する債務負担行為の補正及び総合福祉保健センター空調設備の改修に係る歳入及び歳出予算額の補正について、去る7月17日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、4ページをごらんください。

債務負担行為の補正につきましては、第四次L G W A N接続サービス利用料を債務負担行為として新たに追加するもので、その期間は平成31年度から令和5年度までとし、限度額は78万2,000円といたしております。

これは、契約締結の時期をネットワーク基盤構築事業者のスケジュールに合わせることで、費用の減免が見込まれるため、債務負担行為の設定に急を要したものであります。

なお、今回の利用料に対する歳出予算につきましては、当初予算において計上いたしております。

8ページをごらんください。

総合福祉保健センター管理費の総合福祉保健センター空調設備改修事業377万円は、故障により一部使用不能となった厨房系統の空調設備の改修に要する経費で、食中毒の発生が危惧されたため、早急な対応を要したものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをごらんください。

財政調整基金繰入金については、今回の補正に係る財源調整によるものであります。

今回の専決では、歳入歳出それぞれ377万円を追加し、補正後の予算総額を72億4,525万4,000円といたしております。

次に、議案第42号は、監査委員の選任についてであります。

議会議員の中から選任しておりました監査委員が本年8月10日をもって任期満了となりましたので、次の者を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

住所、佐賀県藤津郡太良町大字糸岐2859番地7、氏名、待永るい子、生年月日、昭和30年11月4日。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第12 議案第41号

○議長（坂口久信君）

追加日程第12. 議案第41号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ございませんか。

○11番（久保繁幸君）

保健センターの空調設備改修事業であります。どのような改修をなされるのか、まずはお尋ねいたします。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

現在の総合福祉保健センターの厨房系統は、本館とは別建てで室外機及び空調の設備となっておりまして、その部分の5台のうち2台が一部使用不能となっております。その点で今回、平成11年の設置から20年も経過しておりますという業者の話もありましたので、総合的に全体を更新改修するという計画でございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

平成11年からということで、20年、民間から考えたら考えられない機器の更新でして、それで普通設定温度はどれくらい行っておられるのか、厨房系統の設定温度、冬、夏、どのようになっていますか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

済みません。設定温度までは把握できておりません。失礼いたします。（「調べとってください。以上です」と呼ぶ者あり）

○6番（竹下泰信君）

町長の説明によりますと、空調設備の改修に要する経費で、食中毒の発生が危惧されたということになってますけれども、この空調設備の改修をしなかったら食中毒が発生するという、この理由はどういう理由かお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

厨房施設でつくっております食事の件でございますが、一般のデイサービスのお客さん以外に配食サービスということで、弁当仕様にして配食を行ってる事業がございまして、その分につきましては、常温に冷やしてから配膳を行うという従来のやり方が、配膳室の空調が故障がきて、冷やすのに場所が、今冷えるところに移したような形で何とかやってるという状況であります。とにかく、配膳のために冷やして行うということで、高温のまま配膳をいたしますと、先ほど議員おっしゃられたとおり、ちょっと病気の危惧が予想されるということでございます。

以上です。

○10番（川下武則君）

同じ関連ですけど、食中毒になる温度といえますか、それがどれぐらいで食中毒になるものか、私なんか少々ねまっとっても食べたりしよったもんやっけん、そこんたいがどうかかなと思って、その温度は大体どれぐらいで食中毒になるといえますか、わかる範囲内で結構ですけど。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

済みません、正式に科学的に把握はいたしておりませんで、危惧されるということで答弁をいたしたいと思います。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

今回の補正は、今提案理由で申し上げましたように、やはりこの空調設備が故障しておれば、いろいろな配食サービスとか、そこで給食を提供してるもんですから、もしもわからないうちに腐ったというようなことで、それを食べられて食中毒を起こせば大変だからというようなことで、これは急を要するというようなことで、今回こういうふうにしてお願いしているところでございます。と申しますのは、やはり皆さん方もちょうど議会の選挙期間に入っておられるし、いろんなことで議会を開く間もなかったというようなことで、こういう専決をさせていただいて、今回報告をしているところでございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

今、温度とか湿度とかの設定について、課長、御存じではありませんが、その辺はちゃんと課長あたりは設定の温度、冬、夏、その辺は把握しとかんと、あなた方がまたしおさい館あたりの指導ができないと思います。これは、湿度が何%、温度が何%というような、危惧の温度設定は保健所からでもちゃんと通達が来てると思います。その辺はよく調べて、我々にもすぐ、こういうのを聞かれた場合は、把握しておくように希望します。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（竹下泰信君）

第四次のL G W A N接続サービス利用料に関する債務負担行為の補正が上がってます。このL G W A Nの接続サービス利用というのは、具体的にどういう内容なのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

L G W A Nといいますのは、国、県、市、町を網羅する閉じたネットワークで、非常にセキュリティの高いネットワークでございます。それを今回、ソフトバンクという会社が全国一手にそれを引き受けていらっしゃって、その分で機械の更新が、今度、ルーターの更新が必要になってきました。そういったところで、ネットワーク関係の接続サービスをしていただいておりますというところで、今回契約をするに当たりまして、予算は確保しておったんですけれども、歳出の性格上、債務負担行為で設定をしておくべきだということで、新たに判

明をいたしましたので、歳出予算自体は確保はしておりましたけれども、予算設定として債務負担行為を改めてさせていただいたというようなことでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

ソフトバンクのネットワークを使うということですが、このネットワーク自体の内容はどういう内容のネットワークになってるんですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

ネットワークの内容といたしましては、基本的にはインターネットの通信と類似をいたしております。メールのやりとり、ファイルのやりとりなどを閉じたネットワークの中で行って、外部からの侵入を防ぐという非常に強固なセキュリティーの中で行っているネットワークでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

期間が、31年度から令和5年度までということで、限度額につきましては78万2,000円ということになってます。この限度額につきましては、年間の限度額が78万2,000円ということではよろしいかどうか、確認したいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

限度額につきましては、平成31年度から令和5年度までのこの期間での総合が78万2,000円でございます。単年度ではございません。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第41号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

追加日程第13 議案第42号

○議長（坂口久信君）

追加日程第13. 議案第42号 監査委員の選任についてを議題といたします。

待永るい子さんは、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので、退席を求めます。

〔待永るい子議員退場〕

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第42号 監査委員の選任について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立多数。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

〔待永るい子議員入場〕

追加日程第14 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

追加日程第14. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付いたしました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで、本臨時会に付議されました案件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これもちまして令和元年第5回太良町議会（臨時会第3回）を閉会いたします。

午前10時23分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

臨時議長 坂 口 久 信

署名議員 山 口 一 生

署名議員 西 田 辰 実

署名議員 松 崎 近